

『争点整理の手法と実践』

●目 次●

第1編 総論

第1章 争点整理の対象と手法

I	はじめに	3
II	争点整理の運用の変遷と問題点	3
1.	争点整理の実務運用の変遷	3
2.	争点整理の運用の現状	5
III	口頭議論について	5
1.	争点整理の現状に対する反省	5
2.	口頭議論が活性化されないのはなぜか	6
3.	口頭議論活性化の方策	7
IV	争点整理の機能	9
1.	争点整理の目標	9
2.	争点整理の「争点」とは何か	9
3.	争点整理の「整理」とは何か	10
4.	争点整理の対象	10
V	論理型争点整理における争点の「洗い出し」と「絞り込み」	11
VI	事実型争点整理における争点の「洗い出し」と「絞り込み」	12
1.	事実型争点整理と証拠関係	12
2.	事実型争点整理における争点の「洗い出し」	12
(1)	争点の「洗い出し」の指針	12
(2)	主 文	14
(3)	判断要素	14
3.	事実型争点整理における争点の「絞り込み」	15
(1)	証拠のない主張は無限	15

(2) 経験則の重要性／16	
(3) 事実型争点整理と心証／17	
Ⅶ まとめ	17

第2章 民事訴訟手続のIT化と争点整理

I 民事訴訟手続のIT化の動き	19
II ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用 （フェーズ1）の開始	21
III ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用 （フェーズ1）の内容	21
IV ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の審理の工夫 例など	23
V 今後の争点整理のあり方	24

第2編 一般民事訴訟

第1章 不動産関係訴訟における争点整理

▶ 第1 不動産関係訴訟における争点整理の特徴	29
I 不動産関係訴訟の争点整理の問題点	29
II 不動産関係訴訟の争点整理のポイント	30
▶ 第2 不動産登記事案における争点整理	32
I はじめに	32
II 設例	32
III 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき 事項	33
1. 訴訟物	33
2. 主張の分析（要件事実の検討）	34
(1) 請求原因／34	

目 次

(2) 抗弁（登記保持権原－抵当権）／34	
(3) 再抗弁 1（錯誤）／34	
(4) 再抗弁 2（詐欺）／36	
(5) その他の主張等／36	
3. 想定される主要な争点	37
4. 本件抵当権設定契約の締結についての判断の見通し	38
(1) 判断の枠組み／38	
(2) 二段の推定／39	
(3) Xによる反証のポイント／40	
IV 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	43
1. 第1回口頭弁論期日に当事者双方が出頭した場合	43
(1) 訴訟物および攻撃防御の構造の確認／43	
(2) Xに対する釈明事項／44	
2. 第1回口頭弁論期日に被告が欠席した場合	44
V 争点整理の序盤段階における留意事項	45
1. 事案と争点の把握	45
2. 請求原因	45
3. 抗 弁	45
(1) 主要な争点の確認／45	
(2) 判断の枠組み等の確認／46	
(3) 書証の早期提出等の促し／47	
4. 再抗弁	48
(1) 再抗弁 1（錯誤）／48	
(2) 再抗弁 2（詐欺）／50	
VI 争点整理の中盤・終盤段階における留意事項	50
1. 争点整理の中盤	50
2. 争点整理の終盤	51
VII その他の留意事項	53
1. 競売の進行状況の確認	53
2. 争点整理段階の和解	53

Ⅷ 代理人に求めること（まとめ）	54
▶第3 不動産明渡事案における争点整理	55
Ⅰ はじめに	55
Ⅱ 設 例	56
Ⅲ 争点整理の必要性	58
1. 訴状・答弁書の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	58
(1) 訴訟物および請求原因は何か	58
(2) 争いのある主要事実は何か	59
(3) 第1回口頭弁論期日において確認すべき事項	59
2. 第1回口頭弁論期日のやりとりと今後の進行	60
(1) 第1回口頭弁論期日におけるやりとり	60
(2) 裁判官として争点であることの確証をいかにして得るか	61
Ⅳ 争点整理の手法	62
1. 争点整理における3つの局面	62
2. 第1の局面の重要性と第2の局面との連関	63
Ⅴ 第1の局面の審理（本件事案に即して）	65
1. 事案を概括的に理解することの必要性	65
2. 紛争に至るまでの経緯を把握することの重要性	66
3. 本件事案における争点（主要事実レベル）	68
4. 第1の局面の隘路	69
Ⅵ 第2の局面の審理（本件事案に即して）	70
1. 争点の深化の必要性	70
2. 口頭議論およびノンコミットメントルールの必要性	71
3. 暫定的心証開示の必要性	72
4. 本件事案における真の争点	73
(1) 担保性認定の意義・根拠	73
(2) 平成18年判決がいう「特段の事情」とは何か	74
(3) 本件事案における真の争点は何か	75
Ⅶ まとめ	77

第2章 契約関係訴訟における争点整理

▶ 第1 契約関係訴訟における争点整理の特徴	79
I 要件事実の争点整理	79
II 間接事実の争点整理	79
III 経験則の争点整理	80
IV 訴訟物の争点整理	81
▶ 第2 継続的供給契約事案における争点整理	83
I はじめに	83
II 訴状の検討	84
1. 設例の訴状	84
2. 訴状の検討の意義	85
3. 設例の訴状の検討	86
(1) 訴訟物について	86
(2) 予想される争点や釈明を求めるべき点についての検討	87
(3) 法的問題の事前調査等	88
(4) 検討結果を踏まえた補正の促し等	90
4. Xによる訴状の補正	90
(1) 訴状訂正申立書	90
(2) 訴状訂正申立書の検討	91
III 答弁書を踏まえての検討	92
1. 設例の答弁書	92
2. 初期段階としての争点の把握	92
3. 紛争の実体の把握への留意	93
4. 釈明等を求める手順	94
IV 第1回口頭弁論期日	95
1. 期日での釈明	95
2. 釈明を踏まえての主張立証の促し	96
V 弁論準備手続の序盤——双方からのひとつおりの主張・書証の提出	97

1. 双方からの提出書面の内容	97
2. 検討	101
(1) 事実関係についての主張整理の進行	101
(2) 法的問題についての検討	101
3. 弁論準備手続序盤における留意事項	102
VI 弁論準備手続中盤——主張および証拠の整理作業	103
1. 争いのない事実等の抽出	103
2. 攻撃防御の構造の整理	104
(1) 本件発注書に係る本件原反の引渡債務の不履行に基づく損害賠償請求について	104
(2) 令和2年7月14日にYが今後の本件原反の供給を拒絶したことによる債務不履行に基づく損害賠償請求について	105
(3) 法的論点等の抽出	105
3. 重要な間接事実等の整理	106
(1) 本件契約の成否・内容について	106
(2) 支払猶予について	107
(3) 本件契約の解除について	107
(4) 損害について	108
4. 証拠の整理	108
VII 弁論準備手続終盤——争点の確認と立証計画の策定に向けて	109
1. 主張の重点の推移と争点の絞り込み	109
2. 証拠の整理——立証方法の確認	111
VIII 補論——争点整理と和解	111
IX おわりに	112
▶第3 共同事業契約事案における争点整理	113
I はじめに	113
II 設例	114
III 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	115
1. 訴訟物は何か	115

2. 訴状の補正の方法および程度	116
3. 裁判所の姿勢	117
IV 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	117
1. 訴訟物および請求原因を確認すること	117
2. 準備事項の策定	118
(1) 第1回口頭弁論期日に被告が欠席している場合	118
(2) 第1回口頭弁論期日に被告代理人が出頭している場合	119
V 争点整理の序盤段階における留意事項	119
1. 事案の概要を早く把握すること	119
2. 事件類型からみた事案の筋を考えること	120
(1) 明示の合意が主張された場合	120
(2) 黙示の合意が主張された場合	121
3. 重要証拠を考えること	122
(1) 契約書等の文書	122
(2) 口頭での発言内容	123
(3) その他の客観的証拠	124
4. 序盤の争点整理にあたっての裁判所の留意事項	124
(1) 訴訟物および請求原因の確定	124
(2) 否認の理由の確認	124
(3) 設例の事案に即した検討	125
(4) 争点整理のツール——ブロック・ダイアグラム	126
VI 争点整理の中盤・終盤段階における留意事項	127
1. 事実関係の主張、証拠の早期提出状況の確認	127
2. 主要な争点に向けての争点整理	127
(1) 争点整理の中盤・終盤段階の目的	127
(2) 時間軸での整理	128
(3) 争点整理のツール——時系列表	129
3. 裁判所の積極的関与の必要性	129
(1) 口頭議論の必要性	129
(2) 争点整理のための暫定的心証開示の必要性	130

Ⅶ 審理のその後の経過	131
1. 争点の確認	131
2. 争点整理段階の和解	132
(1) 争点整理中の和解勧試	132
(2) 争点整理序盤の和解	132
(3) 争点整理終盤の和解	133
(4) 和解案	133
Ⅶ 代理人に求めること（まとめ）	133
▶第4 詐害行為事案における争点整理	135
Ⅰ はじめに	135
1. 詐害行為事案の特徴	135
2. 詐害行為取消権の要件	136
3. 争点整理のポイント	137
Ⅱ 設例	137
Ⅲ 訴状および答弁書の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって 検討すべき事項	139
1. 設例についての見通しと検討事項	139
2. 相当対価処分行為の場合の要件の検討	139
3. 相当対価処分行為に関する事実認定における判断要素の検討	140
4. 第1回口頭弁論期日前の準備事項	141
5. 裁判所の姿勢	142
Ⅳ 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	142
1. 第1回口頭弁論期日における留意事項	142
2. 設例についての主たる釈明事項等	143
Ⅴ 争点整理の序盤段階における留意事項	143
1. 争点整理の序盤段階における進行の概要	143
2. 設例についての被告の実質答弁（第1準備書面）と、これに対する原告の反論（第1準備書面）	144
3. 争点整理の序盤段階（設例についての双方の主張の骨子が出た段階）における進行	146

目 次

4. 設例における期日での進行	147
VI 争点整理の中盤・終盤段階における留意事項	147
1. 争点整理の中盤・終盤段階における進行の概要	147
2. 設例についての原告第2準備書面と、これに対する被告の反論 (被告第2準備書面)	148
3. 争点整理の中盤・終盤段階(設例についての原告第2準備書面、 被告第2準備書面が出た段階)における進行	150
4. 設例における期日での進行	151
(1) 間接事実レベルの争点の整理	151
(2) 受益者の悪意①(争点の拡散を避ける方向の作業)	151
(3) 受益者の悪意②(主張立証を深化させる方向の作業)	152
(4) 争点整理の終盤段階に向けての進行	152
VII 審理のその後の経過	153
1. 暫定的な心証開示と和解の打診	153
2. 人証調べの準備	154
VIII 代理人に求めること	154
IX まとめ	155

第3章 損害賠償関係訴訟における争点整理

▶第1 損害賠償関係訴訟における争点整理の特徴	157
I 損害賠償請求訴訟の争点整理の問題点	157
II 損害賠償請求訴訟の争点整理のプロセス	158
▶第2 契約締結上の過失事案における争点整理	161
I はじめに	161
II 設 例	161
III 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき 事項	162
1. 訴訟物	162
2. 原告代理人における契約締結上の過失についての事前検討	164
(1) 契約締結上の過失の概念	164

(2)	契約締結上の過失に関する判例・学説等の検討／164
(3)	契約締結上の過失事案の要件／169
(4)	契約締結上の過失事案における損害の考え方／171
(5)	設例を審理するにあたり受訴裁判所に望まれる姿勢／171
IV	第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項…………… 172
1.	訴訟物の確認…………… 172
2.	主たる争点の把握、判断枠組みの提示…………… 173
V	争点整理の序盤段階における留意事項…………… 174
1.	事件類型に応じた争点整理…………… 174
2.	争点整理の各段階における口頭議論のあり方…………… 175
3.	事案の全体像の把握…………… 175
4.	着眼点を押さえたうえでのストーリーの提示…………… 176
5.	受訴裁判所による着眼点を押さえた交通整理…………… 177
6.	証拠の整理…………… 178
7.	論点の提示…………… 179
VI	争点整理の中盤段階における留意事項…………… 179
1.	争点整理の中盤段階…………… 179
2.	争点整理の中盤段階における受訴裁判所の関与…………… 180
3.	設例における争点整理のあり方…………… 180
(1)	成熟度についての争点の絞り込み／180
(2)	帰責性についての争点の絞り込み／182
(3)	損害についての争点の絞り込み／182
(4)	受訴裁判所による適切なリード／183
VII	争点整理の終盤段階における留意事項…………… 184
1.	争点整理の終盤段階…………… 184
2.	争点整理の終盤段階における留意事項…………… 184
3.	和解の勧告…………… 185
VIII	代理人に求めること（まとめ）…………… 185
▶第3	介護施設事案における争点整理…………… 187
I	はじめに…………… 187

目 次

Ⅱ 設 例	187
Ⅲ 介護施設事案における争点整理の前提となる基礎的知識	189
1. 安全配慮義務違反の有無を検討する際の基本的な視点	189
(1) 介護の定義	189
(2) 介護者（介護施設）の安全配慮義務	189
(3) 争点整理にあたっての基本的な視点	190
2. 介護施設の種類	190
(1) 介護保険3施設	190
(2) 介護保険3施設以外の介護施設	191
(3) 争点整理にあたっての基本的な視点	191
3. 介護施設事案の事故類型と典型的な安全配慮義務違反の内容等	191
(1) 転倒・転落事例	192
(2) 誤嚥事例	193
(3) 褥瘡事例	194
4. 介護施設事案において問題となるその他の争点	194
(1) 過失相殺	194
(2) 素因減額	194
Ⅳ 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	195
1. 訴訟物の選択や法律構成が適切か	195
2. 安全配慮義務違反の主張が適切か	195
(1) 安全配慮義務違反の内容が具体的に特定されているか	195
(2) 結果との因果関係がない安全配慮義務違反が主張されていないか	196
(3) 死亡に至る医学的機序が明らかにされているか	196
(4) 事実と評価を峻別した主張がされているか	197
(5) 書証に基づいて主張がされているか	197
3. 補正や釈明を求めるタイミングや第1回口頭弁論期日に向けた準備	197
(1) 安全配慮義務違反の特定を求めるタイミング	197

	(2) 第1回口頭弁論期日を充実させるための情報収集と予告／198	
V	第1回口頭弁論期日における留意事項……………	199
	1. 訴訟物や法律構成の確認……………	199
	2. 安全配慮義務違反の特定に関する指摘等……………	200
	3. 審理計画の確認……………	200
VI	争点整理の序盤段階における留意事項……………	201
	1. 設例における第1回口頭弁論期日後の進行経過……………	201
	2. 客観性のある書証の提出とこれに基づく事実関係の確定に力点 をおいた争点整理を心がけること……………	201
	(1) 転倒の具体的状況／202	
	(2) 死亡に至る医学的機序／202	
	(3) 転倒の予見可能性を基礎づける事実関係／202	
	(4) 転倒や死亡の結果回避措置義務を基礎づける事実関係／203	
	3. 設例における争点整理の経過……………	203
VII	争点整理の中盤・終盤段階における留意事項……………	204
	1. 設例における争点整理の経過……………	204
	2. 中心的な争点に向けた争点整理と裁判所の積極的な関与……………	205
	(1) 安全配慮義務違反／205	
	(2) 過失相殺／207	
	(3) 損害論（逸失利益）／207	
VIII	設例における審理のその後の経過……………	208
	1. 争点や人証の対象・範囲に関する認識の共有……………	208
	2. 争点整理段階の和解……………	209
IX	代理人に求めること（まとめ）……………	209
	1. 証拠の早期収集・提出に努め、証拠に基づく主張を心がける こと……………	209
	2. 結果との結びつきを意識した主張を心がけること……………	209
	3. 事実と評価を峻別した主張を心がけること……………	210

第4章 相続関係訴訟における争点整理

▶ 第1 相続関係訴訟における争点整理の特徴	211
I 相続関係訴訟の争点整理の難しさ	211
II 相続関係訴訟の事件処理の視点	212
▶ 第2 相続に絡む横領事案における争点整理	213
I はじめに	213
1. 事案の処理の難しさ	213
2. 裁判官の役割	215
II 設例	217
III 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	218
1. 訴訟物および法的構成の確認	218
(1) YがAの生前（令和2年7月31日まで）に行った合計1000万円の出金／218	
(2) YがAの死後（令和2年8月1日以降）に行った500万円の出金／218	
(3) 被相続人の生前・死後の出金の区別／219	
2. 明らかにすべき事項（出金経過の確定）	220
3. 設例における事実関係	220
IV 争点整理の序盤	221
1. 明らかにすべき事項	221
(1) 被相続人の口座の印鑑、通帳、キャッシュカードの保管状況の確認／221	
(2) 被相続人の口座からの出金経過と使途との結びつけ／222	
(3) 被相続人と被告との間での金銭管理の取決めの内容、当該出金にあたって被相続人が被告に対してした承諾の内容／223	
2. 設例における事実関係	224
V 争点整理の終盤	225
1. 釈明すべき事項	225

2. 設例についての具体的な検討の例	226
(1) Yおよびその家族の生活費として支出した旨のYの説明（出金①）	／226
(2) Aの医療費の支払いにあてた旨のYの説明（出金②）	／226
(3) 改装工事費用にあてた旨のYの説明（出金③）	／227
(4) Aからの依頼に基づきYの妻に贈与として金銭を交付した旨の説明（出金④）	／228
(5) Aの死後のYによる500万円の出金（出金⑤）	／229
3. 積明の結果、当事者から補充主張された内容	229
VI まとめ	233
▶第3 遺留分侵害事案における争点整理	234
I はじめに	234
II 設例	235
III 訴状の検討と第1回口頭弁論に臨むにあたって検討すべき事項	244
1. 訴訟物	244
2. 遺留分侵害額請求における審理の手順	244
(1) 遺留分権利者の遺留分額の算定	／245
(2) 遺留分権利者の遺留分侵害額の算定	／249
(3) 遺留分侵害額の負担の順序	／249
3. 訴状段階での暫定的な検討	250
4. 遺言書の効力	251
IV 第1回口頭弁論期日における留意事項	251
1. 設例における答弁書の内容	251
2. 基礎財産額の検討	252
(1) 被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産（遺贈、相続分の指定を含む）	／252
(2) 贈与した財産の価額	／254
(3) 被相続人の相続債務	／255
(4) 基礎財産額のまとめ	／255
3. Xの遺留分額	264

4. Xの遺留分侵害額	264
(1) 遺贈または特別受益となる贈与の価額	264
(2) 被相続人の遺産から遺産分割によって取得すべき財産の 価額	264
(3) 遺留分権利者が承継する債務の額	266
(4) Xの遺留分侵害額のまとめ	266
5. 被告らに対する遺留分侵害額請求の金額	267
(1) b ₂ への生前贈与の額が1000万円であった場合	267
(2) b ₂ への生前贈与の額が2000万円であった場合	270
V 第1回弁論準備手続期日以降の留意事項	271
1. 設例における争点の確認	271
(1) 生命保険金の取扱い	271
(2) b ₂ に対する贈与額の認定	272
(3) Y ₃ に対する5000万円送金の趣旨	272
2. 設例における争点整理のあり方	272
3. 和解についての留意事項	273
4. 判決についての留意事項	274
VI 代理人に求めること(まとめ)	275

第3編 専門訴訟

第1章 医事関係訴訟における争点整理

▶ 第1 医事関係訴訟における争点整理の特徴	279
I 医事関係訴訟の意義	279
II 医事関係訴訟の複雑困難性	279
III 医事関係訴訟の審理運営方針等	280
1. 患者側代理人の準備	281
2. 医療機関側代理人の準備	281

3. 書証の分類	281
4. 争点整理段階の医学的知見の獲得	281
5. 集中証拠調べ	282
6. 鑑定	282
IV 医事関係訴訟の争点整理のポイント	282
▶第2 過失の特定等を要する事案における争点整理	283
I はじめに	283
II 設例	283
III 訴状の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	285
1. 訴訟物は何か	285
2. 訴状検討の際のチェックポイント	286
(1) 診療契約上の債務——手段債務／287	
(2) 「良い訴状」と「問題のある訴状」の例——特に過失の主張／288	
(3) 過失（注意義務違反）の主張のポイント／288	
3. 審理の序盤における裁判所の姿勢	290
(1) 基礎的な医学的知見を押さえておく必要性／290	
(2) 前倒しの準備の重要性／290	
(3) 欠席判決がほとんどないことを踏まえた進行／290	
IV 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	291
1. 第1回口頭弁論期日における留意事項	291
2. 設例における求釈明	291
3. 設例における求釈明の補足説明	294
(1) 訴訟物の求釈明／294	
(2) 過失に関する求釈明／294	
(3) 因果関係に関する求釈明／294	
(4) 診療経過に関する求釈明／294	
(5) 医学的知見に関する求釈明／294	
(6) 求釈明の回答の順序（進め方）／295	

4. 争点整理全般の留意点	295
(1) 原告代理人に医事関係訴訟の経験が乏しい場合の留意点	295
(2) 医療機関側が事案解明に非協力的な場合の留意点	296
(3) 計画的審理に関する留意点	296
V 争点整理の序盤段階における留意事項	297
1. 前提事実となる診療経過の確定	297
2. 過失を中心とする主張と反論の骨子の確定	298
3. 設例での第1回～第3回弁論準備手続期日における争点整理	298
4. 設例における求釈明に対する回答（釈明）の補足説明	302
(1) 訴訟物の求釈明に対する回答（釈明）	302
(2) 過失に関する求釈明に対する回答（釈明）	302
(3) 因果関係・損害に関する求釈明に対する回答（釈明）	302
(4) 診療経過に関する求釈明に対する回答（釈明）	303
(5) 医学的知見に関する求釈明に対する回答（釈明）	303
VI 争点整理の中盤・終盤段階における留意事項	303
1. 間接事実レベルの争点整理	303
(1) 間接事実レベルの争点整理	303
(2) 暫定的心証開示	304
(3) 争点整理のツール	304
(4) 事案解明の程度	304
2. 争点の解明（医学的知見の獲得等）	304
(1) 専門委員	305
(2) 付調停（専門家調停委員の活用）	305
(3) 協力医の意見書	305
(4) 前医・後医の尋問等（尋問・陳述書・書面尋問・調査嘱託等）	305
(5) 説明会（あるいは説明動画）	305
(6) 全体を通じて	306
3. 人証調べの準備	306
4. 和解による解決の可能性	307

5. 設例での第4回～第6回弁論準備手続期日における争点整理	307
6. 設例における争点整理案の補足説明	308
(1) 間接事実レベルの争点整理	308
(2) 争点の解明（医学的知見の獲得等）、人証調べの準備、和解による解決の可能性	309
Ⅶ 審理のその後の経過——特に、専門委員手続に進んだ場合	309
1. 当事者の意見聴取	309
2. 求説明事項の確定	309
3. 専門委員の人選	310
4. 専門委員の説明	310
5. 専門委員の説明後の手続	310
Ⅷ 代理人に求めること	311
Ⅸ まとめ	311

第2章 交通関係訴訟における争点整理

▶ 第1 交通関係訴訟における争点整理の特徴	313
Ⅰ 交通事故に関する保険金請求訴訟の争点整理の問題点	313
Ⅱ 交通事故に関する保険金請求訴訟の争点整理のポイント	314
▶ 第2 故意免責等事案における争点整理	315
Ⅰ はじめに	315
Ⅱ 設例	315
Ⅲ 訴状等の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって検討すべき事項	316
1. 訴訟物の確認	316
2. 保険契約の内容の確認	316
3. 主要事実レベルでの判断枠組みの検討	317
(1) 車両保険金の請求事件	317
(2) 人身傷害保険金の請求事件	319
4. 附帯請求についての検討	322
Ⅳ 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	323

目 次

1. 一般的な留意事項	323
2. 主たる争点の確認	323
3. 書証の提出の促し	324
(1) 保険契約に関する書証の提出の促し	324
(2) 損害に関する書証の提出の促し	324
V 争点整理の序盤段階における留意事項	325
1. 間接事実等の早期の主張	325
(1) 序 論	325
(2) 調査未了事案	325
(3) 審理を遅滞させるような対応がされる事案	326
2. 偶発性または故意に関する書証の提出等	327
(1) 書証の提出	327
(2) 文書送付囑託および調査囑託	328
VI 争点整理の中盤・終盤段階における留意事項	328
1. 争点整理の必要性	328
2. 保険金請求訴訟における間接事実の類型的把握	329
(1) 事故状況に関する間接事実	329
(2) 事故前後の行動に関する間接事実	330
(3) 被保険者等による事故の説明等に関する間接事実	330
(4) 被保険者等の動機・属性等に関する間接事実	331
(5) 保険契約に関する間接事実	332
(6) 水没事故における着目点	333
3. 争点整理	333
4. 私的鑑定書	334
5. 争点整理段階の和解	334
6. 人証の確定	335
VII 審理のその後の経過	335
VIII 代理人に求めること（まとめ）	336

第3章 建築関係訴訟における争点整理

▶ 第1 建築関係訴訟における争点整理の特徴	337
I 建築関係訴訟における争点整理の問題点	337
1. 建築関係訴訟の特殊性	337
2. 争点整理の観点からみた問題点	338
II 建築関係訴訟の争点整理のプロセス	339
1. 争点整理序盤段階	339
2. 争点整理中盤段階	339
3. 争点整理終盤段階	340
▶ 第2 追加変更工事事案における争点整理	341
I はじめに	341
II 設例	341
III 訴状および答弁書の検討と第1回口頭弁論期日に臨むにあたって	
検討すべき事項	343
1. 訴訟物の確認	343
2. Xの請求に適用される民法の確認	343
3. 工事残代金・遅延損害金の請求についての事前検討	343
(1) 工事残代金の請求／343	
(2) 遅延損害金の請求／344	
4. 追加工事代金請求についての事前検討	344
(1) 類型的に争点となる要件事実／344	
(2) 追加性／345	
(3) 施工合意／346	
(4) 工事代金の合意／346	
(5) 有償性／347	
(6) 追加工事代金請求額の相当性／347	
(7) 追加変更工事の完成・引渡し／348	
(8) 答弁書／348	
5. 修補に代わる損害賠償請求についての事前検討	348

(1) 法的検討／348	
(2) 瑕疵修補に代わる損害賠償請求の主張／350	
(3) 補修方法、損害額の確認／352	
6. 専門性に関する予備知識の事前取得	353
7. 裁判所の姿勢	353
IV 第1回口頭弁論期日における留意事項、主たる釈明事項	354
1. 留意事項	354
2. 主な釈明事項	354
3. 追加変更工事一覧表・瑕疵一覧表	355
4. 設計図書取得	355
5. 瑕疵原因の特定	356
V 争点整理の序盤段階における留意事項	356
1. 建築関係訴訟の争点整理序盤段階	356
(1) 釈明・準備事項の共有／357	
(2) スケジュール管理／357	
(3) 事案把握の程度／358	
2. 争点における判断手法の検討——専門的知見獲得の要否・時期の判断	361
(1) 実質的争点を明らかにするための専門的知見獲得の要否・時期の判断／361	
(2) 実質的争点判断のための専門的知見獲得の要否・時期の判断／362	
(3) 専門的知見獲得の要否・時期の判断の留意事項／362	
(4) 具体的な判断例／362	
VI 争点整理の中盤段階における留意事項	364
1. 専門的知見獲得の方法の選択	364
2. 調停委員の選任の際の留意事項	365
3. 調停委員関与の調停進行上の留意事項	365
(1) 期日進行に関する留意事項／365	
(2) 追加選任の必要性の検討／366	

(3) 書証から得られる情報と施主の理解の検討／366	
(4) 逐次の評議による暫定的心証の検証／367	
VII 争点整理の終盤段階における留意事項……………	368
1. 現地調査の要否……………	369
2. 調停案の策定・提示……………	369
VIII 審理中の経過……………	370
1. 暫定的な心証開示……………	370
2. 争点整理段階の和解・調停……………	370
(1) 和解・調停を勧める段階／370	
(2) 和解・調停を勧める際の留意事項／371	
IX 代理人に求めること（まとめ）……………	371
1. 代理人の意識……………	372
2. 専門家に対する対応……………	372

第4章 会社関係訴訟における争点整理

▶ 第1 会社関係訴訟における争点整理の特徴……………	373
I 本章で取り上げる「会社関係訴訟」……………	373
II 会社関係訴訟の争点整理のポイント……………	374
1. 本案前の争点の存在……………	374
2. 会社の沿革や機関構成を意識した検討……………	375
3. 会社法等の予定する規整と中小企業の実態とのずれ……………	375
▶ 第2 株主権確認事案における争点整理……………	377
I 設 例……………	377
II 会社関係訴訟の典型的争点——株式（株主権）の帰属……………	378
III 株主権確認訴訟における被告の選択、会社代表者の選択等……………	380
IV 本案前の争点整理——株主権確認訴訟の訴訟物および確認の 利益……………	381
1. 株主権確認訴訟における訴訟物……………	381
2. 確認の利益……………	381
3. 訴訟物およびその個数、併合形態……………	382

目 次

V	株式保有等要件をめぐる争点整理	382
1.	株式取得等原因事実	382
(1)	請求を理由づける事実	382
(2)	株式取得等原因事実——原始取得型と承継取得型の意識的 区別	383
2.	原始取得型の株式取得等原因事実	384
(1)	設例における事実摘示例	384
(2)	設例における事実摘示例の考え方	385
(3)	株式会社成立後における新株の発行等	386
3.	承継取得型の株式取得等原因事実	387
(1)	会社設立日の確定——整備法の適用可能性	387
(2)	本件6000株の譲渡承認権者	388
VI	本件6000株贈与に関する間接事実の例	391
1.	本件贈与契約書およびその作成経緯	391
2.	BのY社内における地位や待遇の変動	392
3.	株主名簿や同族会社の判定に関する明細書における株主記載の 有無、数および推移	393
4.	株主総会招集通知の控え、株主総会議事録、株主リスト	394
5.	贈与税の申告、納付の有無	394
6.	その他	395
VII	まとめ	395
	・事項索引	397
	・判例索引	400